

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県醒井養鱒場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、使用料および利用料金を無料とする対象者等を拡大するため、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の入場のために介護を行う者、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として入場する乳児または幼児の引率者について、使用料および利用料金を無料とする対象者に加えるとともに、県外の幼稚園または保育所等の行事として入場する乳児または幼児の引率者について、使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新																	
本則・付則 省略		本則・付則 省略																	
<u>別表（第4条、第10条関係）</u>		<u>別表（第4条、第10条関係）</u>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者</td> <td>1人1回につき 320</td> </tr> <tr> <td> その他の者</td> <td>同 540</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	個人	円	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 320	その他の者	同 540	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の学生またはこれに準ずる者</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 1人1回につき 320</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 540</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	大学の学生またはこれに準ずる者	円	1人1回につき 320		その他の者	同 540
区分	金額																		
個人	円																		
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 320																		
その他の者	同 540																		
区分	金額																		
大学の学生またはこれに準ずる者	円																		
1人1回につき 320																			
その他の者	同 540																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">30人以上の団体について、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以上300人未満の場合</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>300人以上の場合</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>		30人以上の団体について、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。		区分	率	30人以上300人未満の場合	100分の20	300人以上の場合	100分の30	教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以上300人未満の場合</td> <td>前項の金額により算出した総額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額</td> </tr> <tr> <td>300人以上の場合</td> <td>前項の金額により算出した総額に100分の30を乗じて得た額（その額に10円未満</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	30人以上300人未満の場合	前項の金額により算出した総額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額	300人以上の場合	前項の金額により算出した総額に100分の30を乗じて得た額（その額に10円未満
30人以上の団体について、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。																			
区分	率																		
30人以上300人未満の場合	100分の20																		
300人以上の場合	100分の30																		
教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含	100分の30																		
区分	金額																		
30人以上300人未満の場合	前項の金額により算出した総額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額																		
300人以上の場合	前項の金額により算出した総額に100分の30を乗じて得た額（その額に10円未満																		

む。)

の端数が生じたときは、こ
れを切り捨てた額とする。)
を当該総額から減額した額

注 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基
本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をい
う。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前
期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者およ
び6歳以下の未就学者は、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の
生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、
これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等
教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事
として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料と
する。

4 注 3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校、義務教育
学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは
生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率
して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上で
あるときに限る。）の当該教職員については、1人につき380円と
する。

注 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基
本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をい
う。以下同じ。）、障害者の入場のために介護を行う者、小学校、
中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童も
しくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者は、無料
とする。

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしく
は中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしく
は生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども
園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164
号）第59条の2第1項の規定による届出があつた施設（以下「保育
所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の
行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料
とする。

3 注 2に掲げる場合を除き、幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒も
しくはこれらに準ずる者または保育所等の乳児もしくは幼児が幼
稚園等または保育所等の行事として入場する場合（これらの者およ
びその引率者の数の合計が30人以上であるときに限る。）は、当該
引率者については、1人につき380円とする。

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新												
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条、第10条関係）</p> <p>1 個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の学生またはこれに準ずる者</td><td>円 1人1回につき <u>320</u></td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>同 <u>540</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 注2に掲げる場合を除き、幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合（これらの者およびその引率者の数の合計が30人以上であるときに限る。）は、当該引率者については、1人につき<u>380円</u>とする。</p>	区分	金額	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>320</u>	その他の者	同 <u>540</u>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条、第10条関係）</p> <p>1 個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の学生またはこれに準ずる者</td><td>円 1人1回につき <u>340</u></td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>同 <u>570</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 注2に掲げる場合を除き、幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として入場する場合（これらの者およびその引率者の数の合計が30人以上であるときに限る。）は、当該引率者については、1人につき<u>400円</u>とする。</p>	区分	金額	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>340</u>	その他の者	同 <u>570</u>
区分	金額												
大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>320</u>												
その他の者	同 <u>540</u>												
区分	金額												
大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき <u>340</u>												
その他の者	同 <u>570</u>												